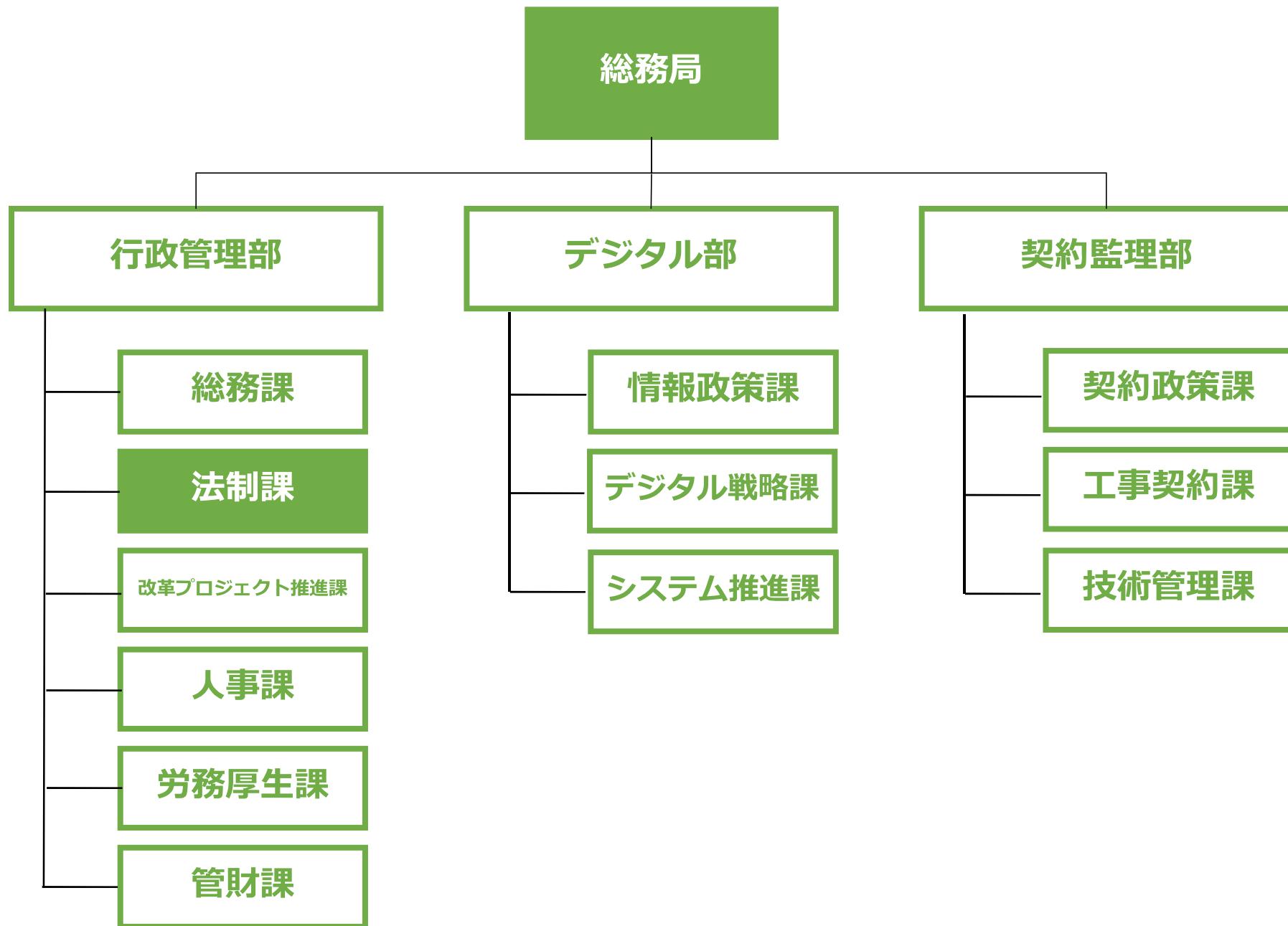


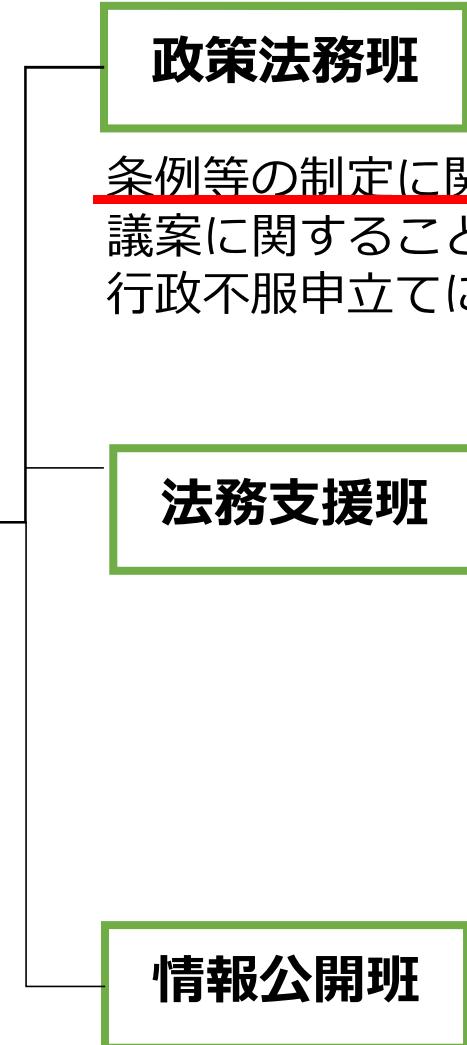
# 条例で快適な暮らしの ためのルールを作る

令和5年(2023年)2月21日  
「熊本市役所仕事まるわかりセミナー」全体ガイダンス  
熊本市総務局行政管理部法制課

## II 総務局



## Ⅱ 総務局



## Ⅱ 総務局

### 例：資源物等の持去りへの対策強化

熊本市では平成19年（2007年）に熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、**ごみステーションから紙類やビン缶等の資源物等を持ち去る行為を禁止**した。また、持去り行為の禁止命令に違反した者に対する罰則を設けた。

#### 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

##### (資源物等の収集運搬の禁止等)

第12条の2 市及び規則で定める者(以下「市等」という。)以外の者は、収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物のうち、新聞紙、缶その他再資源化等の対象となる物として規則で定めるもの(以下これらを「資源物等」という。)を収集し、又は運搬してはならない。

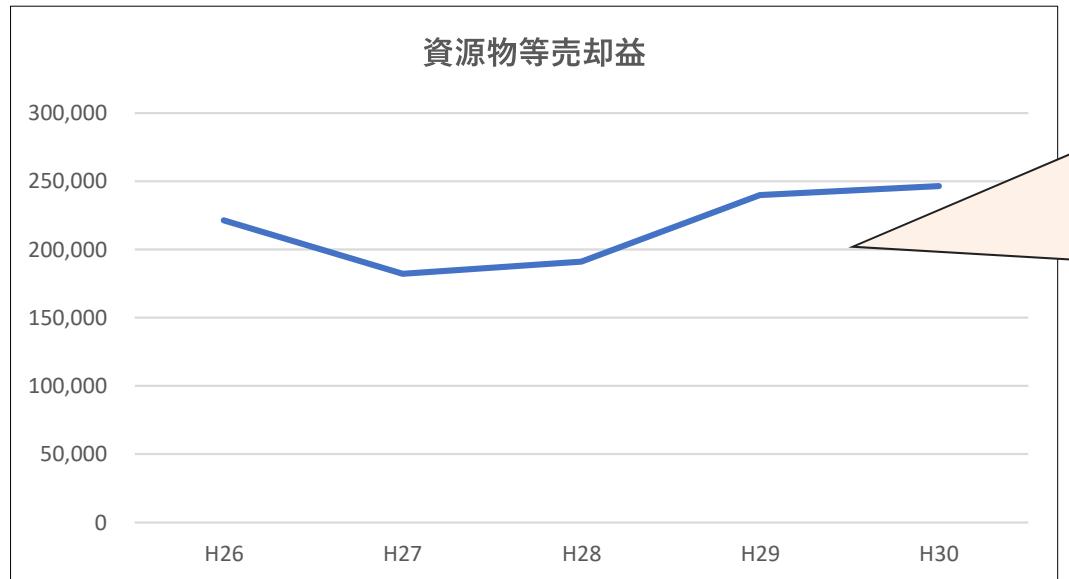
- 2 市は、市民と協力することにより、市等以外の者が前項の規定に違反して資源物等を収集し、又は運搬することがないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、市等以外の者が第1項の規定に違反して、資源物等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

- ・職員及び委託業者による早朝パトロールの実施
- ・県警OBのによる巡回指導等

## Ⅱ 総務局

### しかし

- ・車両を用いた大量の持去り行為、危険な運転行為による持去り行為
- ・市民からの苦情



資源物等の売却益は年間約2億2千万円であるが、少なくとも約2千6百万円の損失額が発生していると試算しており、売却益の約1割が持ち去られている状況である。

#### 【市民の声等で寄せられた主な意見】

- ・毎回のように資源物を持ち去られ、せっかく分別しても無駄になってしまい腹立たしい。
- ・注意すると暴言を吐かれて怖い思いをした。
- ・通学児童の脇を猛スピードで通過する車両があり、交通事故の危険性がある。
- ・持去り行為者がごみステーションを散らかしていくので困る。
- ・明らかにごみステーションから持り去られたものと知りながら、知らないふりをして買い取っている業者にも規制をかけるべき。

## Ⅱ 総務局

### 対策

持去り行為者への対策	(1)職員による早朝パトロール (2)警備会社による巡回パトロール		予算とマンパワーがあれば <b>できる</b>
持去り物の売却を防ぐ環境づくり	資源物等の「持ち去り物買取拒否宣言店」制度 (1)買取事業者から買取拒否宣言書の提出 (2)熊本市市民リサイクル活動登録業者による買取拒否宣言店の表示		
持去りを防ぐ環境づくり	「持ち去り禁止意思表示袋」やチラシの作成及び配布		
持去り物の売却を防ぐ環境づくり	持去り行為者を特定して、買取業者がその者からの買い取りをしないように注意喚起		予算とマンパワーがあっても <b>できない</b>
	条例に違反して持ち去られた資源物等を買取る行為（無償も含む）をやめさせる。		

熊本市の新しいルールを作ればよい！

## Ⅱ 総務局

どういうルールにする？

1

持去り行為禁止命令違反者の氏名等の  
公表

2

持去り物の買取禁止

義務づけ

3

立入調査

権利制限

## Ⅱ 総務局

義務づけ

権利制限

を伴う市のルールを作るために必要なもの

条例

### 制定・改正手続

市長が**条例案**を作成



市議会が審議



議決



条例を公布



熊本市廃棄物の処理及び清掃  
に関する条例  
を改正

## Ⅱ 総務局

### 条例案をつくるまで

担当課との打合せ



調査



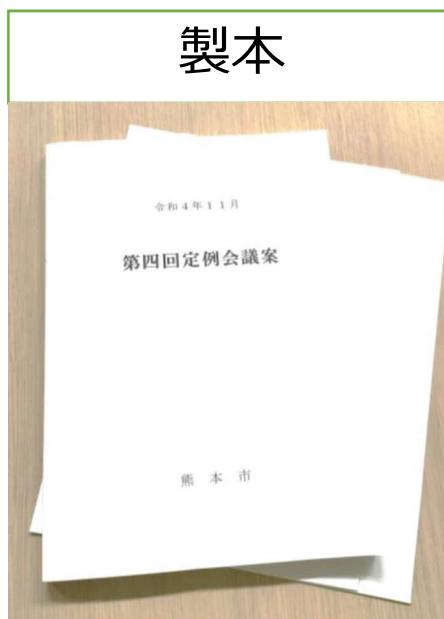
検討・読合せ



議会へ上程



製本



条例案の説明

## Ⅱ 総務局

### 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）抜粋

#### （資源物等の収集運搬の禁止等）

第12条の2 市及び規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物のうち、新聞紙、缶その他再資源化等の対象となる物として規則で定めるもの（以下これらを「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「持去り違反行為」という。）をしていると認める者に対し、持去り違反行為をしないよう指導することができる。
- 3 市長は、前項の規定による指導を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為をしないよう勧告することができる。
- 4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が更に持去り違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、持去り違反行為をしないよう命ずることができる。

#### （立入調査等）

第12条の4 市長は、第12条の2第2項の規定による指導、同条第3項の規定による勧告及び同条第4項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、持去り違反行為の事実及び持去り違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

#### （資源物等の譲受けの禁止等）

第12条の5 何人も、第12条の2第1項の規定に違反して収集され、又は運搬された資源物等を譲り受けてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為（以下「譲受け違反行為」という。）をしていると認める者に対し、譲受け違反行為をしないよう指導することができる。
- 3 市長は、前項の規定による指導を受けた者が更に譲受け違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、譲受け違反行為をしないよう勧告することができる。

## Ⅱ 総務局

条例に基づき違反者に行政指導を実施

資源物等の持去り行為者の減少



▶ 住民みんなの困りごとを解決

## Ⅱ 総務局

条例は、自治体だけが持っている  
強力な「世の中改善ツール」です

条例を活用することで、  
“まちづくり”の未来は大きく広がります

みなさんの「こんなまちにしたい」を  
実現してみませんか？